

(保 13)

平成 24 年 4 月 20 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

東日本大震災に関する診療報酬等の按分方法等について

東日本大震災の影響により、被保険者証等の提示を受けずに保険診療を行った保険医療機関等において、平成 23 年 4 月 4 日付け（保 9）F によりご連絡申し上げた「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その 2）」に基づき、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を特定して請求したところ、資格過誤として保険者から診療報酬請求書等を返戻された事例が報告されております。

このように返戻された診療報酬請求書等については、被保険者が避難を行っているなどの理由により、再度、被保険者証の記号番号を確認することが困難な場合は、「保険者を特定できないもの」として、誤った被保険者証の記号番号等は抹消したうえで、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その 2）」（平成 23 年 4 月 1 日 厚生労働省保険局医療課事務連絡）の 3（2）③及び④の扱いにしたがい、当初請求書を提出した審査支払機関へ再請求を行うこととなります。

医療機関におかれましては、震災直後の混乱時期にもかかわらず、大変なご尽力をいただき保険者等を特定のうえご請求いただいたものですが、あいにく資格過誤として返戻されてしまった場合においては、医療機関から再請求いただかなければ審査支払機関及び保険者において、震災時の特別なケースと判断つきかねますので、お手数ではございますがご対応いただきたくお願いいたします。

<添付資料>

東日本大震災に関する診療報酬等の按分方法等について

（平 24. 4. 18 事務連絡）

厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課）